



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 155/2023年11月号

発行日：2023年11月29日

季節外れの豊漁や開花など、今年の酷暑の影響が現時点でも見えていますが、皆さま元気にお過ごしでしょうか。気温の変化も激しいのでお体に気を付けてお過ごしください。

気候、自然体系の変化により、人流の変化や原材料価格等の変動など、ビジネスへの影響も出てきている会社もあるかと思えます。変化や影響を見極め、上手に対応し乗り切ってまいりましょう。

最新情報（2023年10月1日～2023年10月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2023年 10月18日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」の公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2023年10月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第65号「投資法人における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。 本改正は、2022年7月25日付けで倫理規則が改正され、監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体（Public Interest Entity:PIE）である場合、報酬関連情報の開示が要求事項として新設されたことを受け、2023年7月28日付けで監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されたことを受けて、見直しを行ったものです。	2023年4月1日以後開始する 計算期間 ただし、倫理規則と併せて 2023年4月1日以後終了する 計算期間から 早期適用可

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 10 月 27 日	意見	IASB 情報要請 「IFRS 第 15 号の 適用後レビュー」 に対する意見につ いて	2023 年 6 月 29 日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）から、情報要請「IFRS 第 15 号の適用後レビュー」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該情報要請に対するコメントを取りまとめ、2023 年 10 月 25 日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（テクノロジー委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2023 年 10 月 6 日	公開 草案	会計制度委員会報 告第 7 号「連結財 務諸表における資 本連結手続に関す る実務指針」の改 正について（公開 草案）	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan : ASBJ）から 2023 年 10 月 6 日に公表された企業会計基準適用指針公開草案第 80 号（企業会計基準適用指針第 2 号の改正案）「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 81 号（企業会計基準適用指針第 28 号の改正案）「税効果会計に係る会計基準の適用指針（案）」（以下、これらを合わせて「自己株式等会計適用指針案等」という。）に対応するため、会計制度委員会報告第 7 号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（以下「資本連結実務指針」という。）について見直しを行いました。今般、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	意見募集期限 2023 年 12 月 6 日

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

外形標準課税の基準に「資本剰余金」の追加を総務省が検討

総務省は、10月12日の有識者会議において、形式的な減資によって課税逃れをする動きを防ぐため、外形標準課税の基準を、資本金に資本剰余金を追加する案を中心に検討を行いました。11月中に提言をまとめ、2024年度の税制改正に向けた意見書を提出する予定です。新たな指標としては、「資本金と資本剰余金の合計額」と、税法上の「資本金等の額」のいずれかを採用する方針となっています。

外形標準課税対象法人は、2006年の29,618社をピークに減少が続いており、2020年には19,989社まで減少しています。コロナの影響で経営が悪化した企業が、資本金を資本剰余金へ振替え減資を行うケースが増え、課税逃れが問題視されてきていました。

2023年度税制改正大綱においては、減資や組織再編により外形標準課税対象から外れている実質的に大規模な法人を対象に、制度的な見直しを検討することが示されていました。一方で、地域経済や企業経営への影響も踏まえながら慎重に検討することも示されています。

今回の有識者会議では、減資、持株会社化・分社化、小規模企業や地域経済・企業経営への配慮、を検討の方向性として挙げています。

上場企業の中でも、減資を行い外形標準課税の対象外となっている法人もあると思いますが、今後の改正には注視が必要となりそうです。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703